

第3部 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

障害者計画は、障害のある人もない人も安心して快適に暮らせるまちづくりを目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障害者のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

2 専門機関・当事者団体・民間事業者・ボランティア団体等との協力

障害者施策を推進するうえで、専門機関との協力は、障害者施策を実のあるものとするため、必要不可欠なものとなっています。また、障害者の地域生活を支援していくうえで、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体、住民も行政の大切なパートナーです。施策を進めるにあたり、専門機関、当事者団体、民間事業者、ボランティア団体などと連携を図っていきます。

また、地域福祉計画との十分な連携を図っていきます。

3 当事者の障害者施策への参加

障害者施策を進めるうえで、当事者が各種障害者施策へ積極的に参加することは大切です。あらゆる機会を捉えて、障害者や家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて各種障害者施策を推進していきます。

4 計画の弾力的運用

自立支援法^{*}の成立や発達障害者支援法^{*}の施行、障害者ニーズの多様化、生活環境の変化、財政事情の動向など社会経済環境の変化により障害者施策は、大きな転換期を迎えています。

そこで、社会経済環境の変化や国の障害者施策等の動向を踏まえ、必要に応じて事業計画の見直しを行うなど、計画の弾力的な運用に努めるとともに、事務事業評価システム^{*}における基本事業・施策評価を活用して計画の進行管理を行います。